

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状と課題

#### 1. 前回計画の達成度の評価

ごみ処理基本計画（平成23年3月）における目標値の達成状況は表3-1-1に示すとおりです。

総ごみ発生量は、目標が平成28年度において33,076tであるところ、実績は32,705tであり、目標を達成しています。

リサイクル率は、目標が平成28年度において29.7%であるところ、実績は25.0%であり、目標を達成していません。なお、リサイクル率の減少は、新聞紙・一般誌などの紙媒体の発行部数の減少やカン・ビンからプラスチック製容器包装への移行、民間の資源回収利用の増加といった要因が考えられます。

表3-1-1 ごみ処理基本計画（平成23年3月）における目標値と現状の比較

項目	目標	H28年度 (推計値)	H28年度 (実績)	R7年度 (推計値)	R6年度 (実績)
総ごみ発生量 (t)	H28年度の総ごみ発生量を H21年度に対して、13%程度削減	32,933	32,705	30,293	29,921
リサイクル率 (%)	H28年度のリサイクル率を 30%程度確保	29.7	25.0	29.5	21.3

※推計値はごみ発生量の削減目標が達成された場合の予測結果を示す。

#### 2. ごみ処理フロー

収集されたごみは、ごみの種類ごとに図3-1-1に示すように資源化や処理・処分を行っています。

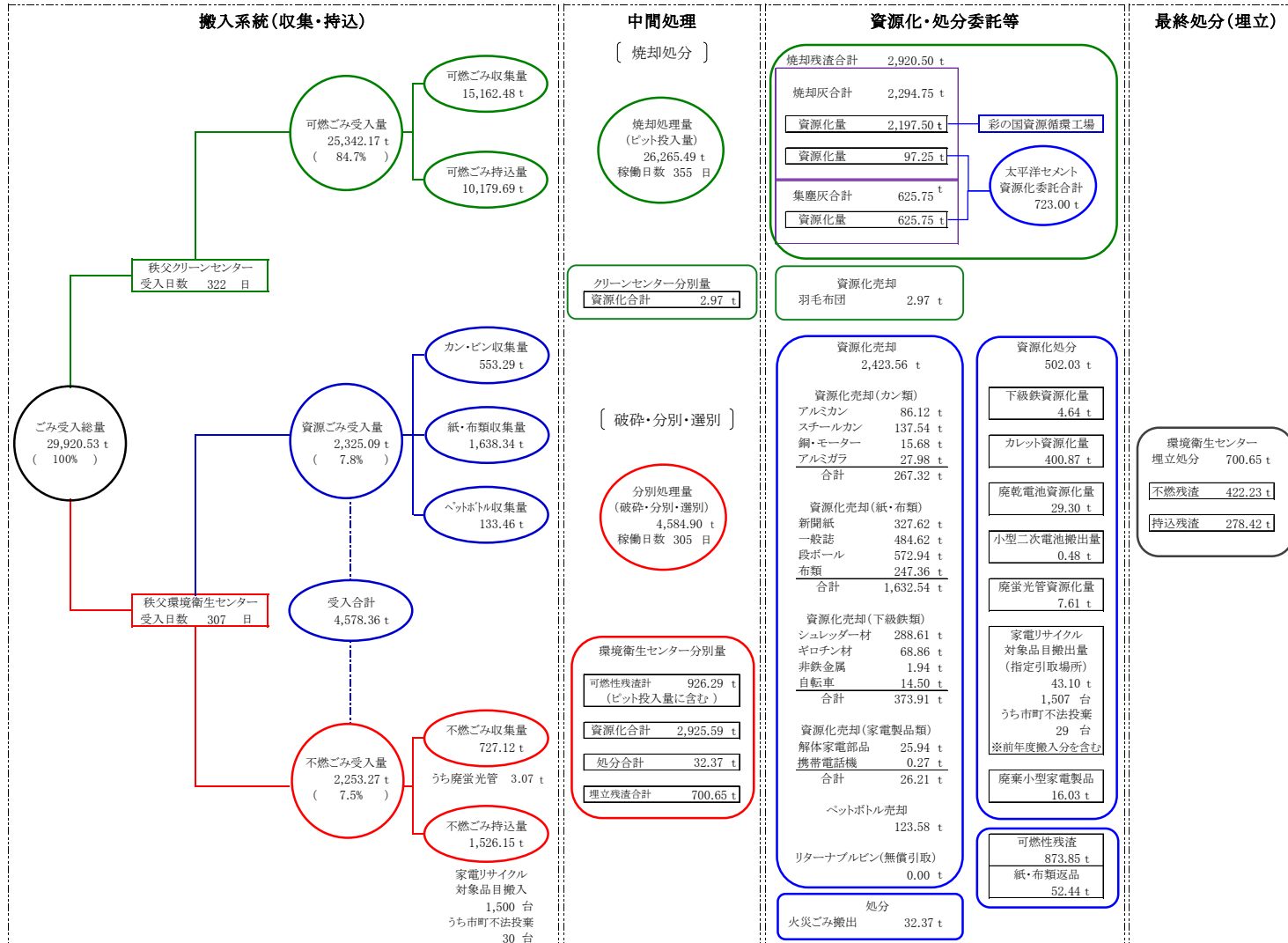


図 3-1-1 ごみ処理フロー (令和 6 年度)

---

### 3. ごみ処理体制

---

本圏域では表3-1-2に示すとおり、ごみの発生抑制及び集団回収などのごみ減量化への支援・啓発などは、組合と構成市町が連携して行っています。排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分については、組合で総合的に行っています。

表3-1-2 ごみ処理体制

項目	主体	内容
発生抑制・減量化等	構成市町 秩父広域市町村圏組合	発生抑制に関する啓発及び集団回収等の排出抑制に関する支援・啓発等
収集・運搬	秩父広域市町村圏組合	圏域内全域での収集・運搬
中間処理	秩父広域市町村圏組合	焼却処理、資源化処理
最終処分	秩父広域市町村圏組合	最終処分場における埋立処分

---

### 4. 排出抑制・再資源化の現状

---

#### (1) 構成市町主体の排出抑制・再資源化事業

---

構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るための活動として、育成会、小中学校PTA、女性団体、環境団体等の住民団体が主体となって実施している資源回収に対し、回収量に応じた報奨金の交付を行っています。また、皆野町では生ごみ処理機器の購入に際して補助を行っています。

資源回収事業の概要と実績を表3-1-3、生ごみ処理機器の補助事業の概要と実績を表3-1-4に示します。

なお、表3-1-3に示す資源回収事業によって回収された資源物量を本計画では総称して集団回収量とします。

表 3-1-3 資源回収事業の概要と実績

市町名	秩父市			
事業名	有価物回収事業報奨金			
事業内容	育成会等住民団体による有価物回収事業登録団体が有価物を回収した量に対し、報奨金を交付（キロ 6 円）			
	件数	キロ単価	重量	金額
令和 2 年度	68 件	5 円	620,368kg	3,101,840 円
令和 3 年度	61 件	5 円	560,319kg	2,801,595 円
令和 4 年度	58 件	5 円	517,814kg	2,589,070 円
令和 5 年度	70 件	5 円	615,940kg	3,079,700 円
令和 6 年度	70 件	6 円	568,053kg	3,408,318 円

市町名	横瀬町			
事業名	横瀬町有価物回収事業			
事業内容	実施体制：行政区、青少年育成会（子供会及び少年団を含む。）、女性団体、老人クラブ、PTA 等 回収品目：新聞紙、雑誌、段ボール、布類、一升ビン、ビールビン、ジュースビン、ビール箱、アルミ缶、その他（キロ 8 円）			
	件数	キロ単価	重量	金額
令和 2 年度	6 件	5 円	44,544kg	222,720 円
令和 3 年度	9 件	5 円	57,816kg	289,080 円
令和 4 年度	6 件	5 円	31,040kg	155,200 円
令和 5 年度	9 件	5 円	29,810kg	149,050 円
令和 6 年度	11 件	8 円	30,770kg	246,160 円

市町名	皆野町			
事業名	皆野町有価物回収事業			
事業内容	子供会、育成会（キロ 6 円） 前期、後期の年 2 回交付			
	件数	キロ単価	重量	金額
令和 2 年度	11 件	6 円	47,719kg	286,314 円
令和 3 年度	7 件	6 円	39,001kg	234,006 円
令和 4 年度	8 件	6 円	36,862kg	221,172 円
令和 5 年度	5 件	6 円	26,096kg	156,576 円
令和 6 年度	4 件	6 円	15,550kg	93,300 円

市町名	長瀬町			
事業名	長瀬町有価物回収事業			
事業内容	営利を目的としない町内に住所を有する者の団体 前期、後期の年2回交付（キロ3.5円） 再生利用の可能な古紙、金属類、空き瓶類			
	件数	キロ単価	重量	金額
令和2年度	5件	3.5円	31,851kg	111,478円
令和3年度	8件	3.5円	46,383kg	162,340円
令和4年度	9件	3.5円	37,926kg	132,740円
令和5年度	7件	3.5円	40,966kg	143,381円
令和6年度	5件	3.5円	27,232kg	95,665円

市町名	小鹿野町			
事業名	廃品回収報奨金			
事業内容	子供会、環境団体、PTA等 （キロ1.9円、実施回数×1,500円、均等割5,000円） ※100円未満切り捨て			
	件数	キロ単価	重量	金額
令和2年度	4件	1.9円	13,751kg	53,400円
令和3年度	5件	1.9円	21,647kg	79,400円
令和4年度	6件	1.9円	13,261kg	68,400円
令和5年度	7件	1.9円	15,171kg	77,100円
令和6年度	10件	1.9円	9,302kg	62,500円

表3-1-4 生ごみ処理機器補助事業の概要と実績

市町名	皆野町				
事業名	皆野町生ごみ処理機器設置費補助金				
事業内容	コンポスト式、電気式 コンポストの家庭における補助対象限度基数は、2基（1基につき1万円まで）まで、電気式は1基（1基につき2万円まで）とする。ただし、設置後5年を経過し、新たに処理機器を更新しようとする場合も同様とする。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基数	12基	14基	14基	9基	10基
金額	117,738円	133,142円	154,208円	60,971円	95,604円

(2) 住民啓発

ごみの減量化と再資源化の促進には、組合、構成市町、住民、事業者の相互協力が不可欠であるため、啓発活動を継続して行っています。

また、再資源化を促進するため、秩父市では表3-1-5に示すようにごみステーションに出された資源ごみの回収量に応じた報奨金を交付し、分別の徹底を推進しています。

表3-1-5 秩父市の取組み

市町名	秩父市				
事業名	町会資源ごみ収集報奨金				
事業内容	1月1日～12月31日までのごみステーションに出された資源ごみの回収量に対し、報奨金を町会へ交付 紙・布・缶・ビン（キロ1円）、ペットボトル（キロ10円）				
	件数	キロ単価	重量	金額	備考
令和2年度	80町会	1円 (ペットボトル10円)	1,565,885kg	2,282,430円	紙・布・缶・ビン・ペットボトル
令和3年度	80町会	1円 (ペットボトル10円)	1,783,850kg	2,626,520円	紙・布・缶・ビン・ペットボトル
令和4年度	80町会	1円 (ペットボトル10円)	1,703,150kg	2,548,370円	紙・布・缶・ビン・ペットボトル
令和5年度	80町会	1円 (ペットボトル10円)	1,572,250kg	2,312,950円	紙・布・缶・ビン・ペットボトル
令和6年度	80町会	1円 (ペットボトル10円)	1,457,800kg	2,185,810円	紙・布・缶・ビン・ペットボトル

### (3) 組合主体の排出抑制・再資源化事業

組合では、ごみの減量化及び再資源化を図るため、紙・布類（新聞紙、一般紙、ダンボール、布類）、カン・ビン類（ドリンク類、酒類及び食料品の空きカン、空きビン）、ペットボトル（飲料用、酒類用、しょうゆ用の容器、調味料等）について資源ごみ収集を行っています。資源ごみの収集実績を表3-1-6に示します。

表3-1-6 収集資源ごみ実績

単位：t／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙・布類	2,331	2,148	2,046	1,795	1,638
カン・ビン類	699	651	628	592	553
ペットボトル	128	130	135	136	133
計	3,158	2,930	2,809	2,523	2,325

### (4) 排出抑制・再資源化の現状

構成市町で行われている集団回収実績を表3-1-7に示します。また、組合主体で行っている資源化実績を表3-1-8に示します。

これらを合わせた圏域内の資源化の現状は表3-1-9に示すとおり、令和5年度で21.9%であり、全国平均の19.5%（「日本の廃棄物処理」令和5年度版（環境省））を上回っています。

表3-1-7 集団回収実績

単位：t／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
秩父市	620	560	518	616	568
横瀬町	45	58	31	30	31
皆野町	48	39	37	26	16
長瀬町	32	46	38	41	27
小鹿野町	14	22	13	15	9
計	758	725	637	728	651

表 3-1-8 組合資源化実績

単位：t/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クリーンセンター資源化物	3,093	3,065	3,038	2,853	2,923
環境衛生センター資源化物	3,967	3,672	3,414	3,143	2,926
計	7,060	6,737	6,452	5,996	5,849
総ごみ排出量	33,670	32,224	31,841	30,045	29,921
資源化率 (%)	21.0	20.9	20.3	20.0	19.5

$$\text{資源化率 (\%)} = \text{組合資源化量計} \div \text{総ごみ排出量} \times 100$$

表 3-1-9 圏域の資源化現状

単位：t/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集団回収量	758	725	637	728	651
中間処理後資源化量	7,060	6,737	6,452	5,996	5,849
計	7,818	7,462	7,089	6,724	6,500
総ごみ発生量	34,429	32,949	32,478	30,773	30,571
リサイクル率 (%)	22.7	22.6	21.8	21.9	21.3

$$\text{中間処理後資源化量} = \text{組合資源化量}$$

$$\text{リサイクル率 (\%)} = (\text{集団回収量} + \text{組合資源化量}) \div \text{総ごみ発生量} \times 100$$

## 5. 収集・運搬の現状

### (1) 収集・運搬体制の現状

#### ① 収集・運搬体制

収集・運搬の実施主体は本組合です。収集・運搬体制は以下のとおりです。

- ・委託収集——家庭系ごみ（一部事業系ごみを含む）
- ・許可業者による収集——事業系ごみ（一部家庭系の粗大ごみを含む）

#### ② 計画収集区域

計画収集区域は、組合構成市町の行政区域全域です。

#### ③ 収集対象ごみの区分

収集対象ごみの区分は、表3-1-10に示すとおり8種類に分別しています。

表3-1-10 ごみの区分

区分	主なもの	出し方
ごみ	可燃ごみ	<p>指定袋（緑色）を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 台所のごみは、水分をしっかりと切る。</li> <li>* 座布団・クッション・半てん等は、指定袋に入る大きさまで。</li> <li>* 運動靴・革靴・かばん等は、金属のついたものは不燃ごみ。</li> <li>* ビニールホース・ロープ等は、長さ1m程度に切る。</li> <li>* 板くず・枯れ葉・草・植木の枝等は、太さ3cm以下、長さ30cm程度にして、土を取り除く。</li> <li>* 紙おむつは、汚物を取り除く。</li> <li>* ブルーシート・レジャーシート等は、1m四方程度に切る。</li> </ul>
	不燃ごみ	<p>指定袋（黄色）を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* ガラス・刃物等は、新聞紙等に包み、「ガラス」「刃物」等と表示する。</li> <li>* スプレー缶・卓上カセットボンベ等は、完全に使いきる。安全な場所で、ガス抜きキャップを使用して完全にガスを抜く。</li> <li>* 化粧品の容器・一斗缶等は、残り物を取り除く。</li> </ul>

区分	主なもの	出し方
ごみ	乾電池・ライター ●乾電池、小型充電式電池、電子（加熱式）たばこ ●ライター	透明または半透明のポリ袋を使用 *乾電池、小型充電式電池、ライター、電子（加熱式）たばこは、別々の袋に入れる。 *小型充電式電池は金属部分にビニールテープ等を貼り絶縁する。 *ライターは、ガスを抜く。
	蛍光管・電球 ●蛍光管（直管 40w まで）・電球	購入した時の箱または割れないよう紙で包む *購入した時の箱がない場合は、新聞紙等に包み「蛍光管」等と表示する。 *直管（40w を超えるもの）は、購入店や取引先に問い合わせる。
	小型家電製品 ●小型家電製品	透明または半透明のポリ袋を使用 *大きさ…指定ごみ袋大型程度まで。 *重さ…片手で持ちあがる程度まで。 *個人情報が漏れる恐れのあるものは、自己責任においてデータの消去または、記憶装置を物理的に破壊する等の工夫をして出す。
資源ごみ	カン・ビン ●飲食用のカン（お菓子のカン含む） ●飲食用のビン	透明または半透明のポリ袋を使用 *飲食用のカンは、中をきれいにし、つぶさずに出す。 *飲食用のビンは、中をきれいにし、キャップは取り外す。プラスチックのキャップやコルクは可燃ごみ。金属のキャップは資源ごみ（カン・ビン）。
	紙・布 ●新聞紙・広告類 ●雑紙類（本・カタログ・封筒・ハガキ・包装紙・紙袋等） ●ダンボール類（茶封筒・菓子箱・ティッシュ箱等） ●牛乳パック ●布・衣類（タオル・シーツ・毛布・下着・セーター・ズボン・カーテン等）	ひもで十文字にしぼる *雑紙類、ダンボール類は、ビニール類を取る。 *牛乳パックは水洗いして開く。 *座布団・クッション等綿入りのものは可燃ごみ。
	ペットボトル ●清涼飲料用の容器（茶系飲料・炭酸飲料・スポーツドリンク・ミネラルウォーター等） ●酒類用の容器（焼酎・本みりん・洋酒等） ●特定調味料用の容器（しょうゆ・しょうゆ加工品・アルコール発酵調味料等） ●乳飲料等用の容器（ドリンクタイプののはっ酵乳・乳酸菌飲料等）	ステーション設置のネット袋に入れる *キャップを取り、ラベルをはがし、中をきれいにする。キャップ、ラベルは可燃ごみ。 *ペットボトルはつぶさない。 *食用油脂を含むもの、香辛料の強いもの、非食品用途全般（シャンプー・化粧品・医薬品等）のペットボトルは可燃ごみ。

④ 収集・運搬システムの概要

収集・運搬の概要は表3-1-1 1に示すとおりです。

表3-1-1 1 収集方法

区分	可燃ごみ	不燃ごみ				資源ごみ		
		不燃ごみ	乾電池・ライター	蛍光管・電球	小型家電	紙・布類	カン・ビン類	ペットボトル
収集頻度	2回/週	1回/月	3回/月	2回/月	1回/月	2回/月	2回/月	2回/月
収集容器	指定袋(緑色)	指定袋(黄色)	透明袋・半透明袋	購入時の箱	透明袋・半透明袋	紐掛け	透明袋・半透明袋	専用ネット
収集形態	委託							
収集方式	ステーション							
排出時間	午前8時まで							

⑤ 有料化の状況

本圏域では、ごみの減量化と再資源化の推進を目的に、平成8年7月より有料指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）制度を導入しました。制度導入当初は、大型と小型の2種類のごみ袋で行っていましたが、平成17年7月から、ごみ減量化に積極的に取り組んでいる方や少人数家庭の方などに対応した小型で低金額のごみ袋を追加するとともに、袋の取っ手を改良することにより利便性の向上を図りました。

この指定ごみ袋制度の導入により①ごみの減量化・資源化、②経費負担の公平性等、③ごみに対する住民意識の啓発、④収集作業の安全性・効率性の向上等の効果がありました。

これらの住民の減量努力に応えるとともに、住民の負担軽減等から平成23年4月より家庭系指定ごみ袋の価格を引き下げています。

表3-1-1 2 指定ごみ袋の概要

種類	平成8年7月	平成17年7月	平成23年4月
可燃ごみ 不燃ごみ	小型袋 16 $\frac{リットル}{円}$ = 35 円 大型袋 24 $\frac{リットル}{円}$ = 50 円	小型袋 15 $\frac{リットル}{円}$ = 20 円 中型袋 20 $\frac{リットル}{円}$ = 35 円 大型袋 35 $\frac{リットル}{円}$ = 50 円	小型袋 15 $\frac{リットル}{円}$ = 15 円 中型袋 20 $\frac{リットル}{円}$ = 20 円 大型袋 35 $\frac{リットル}{円}$ = 35 円
事業系ごみ	可燃袋・不燃袋 60 $\frac{リットル}{円}$ = 110 円（可燃・不燃ごとに定額月 3,000 円）		
資源ごみ	無料		

※事業系ごみの定額分は、令和2年4月に月額2,000円から3,000円に改定した。

## (2) 直接搬入の現状

組合では、秩父クリーンセンター及び秩父環境衛生センターにおいて次の直接搬入を受け入れています。

- ①個人による家庭系一時多量ごみ及び粗大ごみ
- ②事業所等による事業系一般廃棄物
- ③許可業者による事業系一般廃棄物及び家庭系粗大ごみ

表 3-1-13 施設搬入処理手数料

### 【一般廃棄物】

区 分	単位	手 数 料
一般家庭から生ずる多量の廃棄物 又は粗大ごみ	1 回	40キログラムまで 200 円 (40キログラムを超えたときは 10キログラムごとに 50 円を加算)
事業活動に伴い生ずるもの	1 回	40キログラムまで 600 円 (40キログラムを超えたときは 10キログラムごとに 150 円を加算)
動物の死体 (犬、猫その他の小動物の死体)	1 体	5キログラム未満：2,000 円 5キログラム以上、20キログラム未満：4,000 円 20キログラム以上、40キログラム未満：4,000 円 40キログラム以上：16,000 円

### (3) ごみの排出実績

組合のごみ発生量の実績を表3-1-14に、推移を図3-1-2に示します。  
 集団回収を含む総ごみ発生量は減少傾向にあります。

表3-1-14 ごみ発生量の実績

【秩父広域市町村組合】	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ (t)	20,958	20,237	20,090	18,875	18,215
可燃ごみ (t)	16,724	16,393	16,447	15,570	15,162
不燃ごみ (t)	1,075	915	833	782	727
不燃ごみ (t)	1,041	885	799	748	695
廃乾電池 (t)	30	26	30	31	29
廃蛍光管 (t)	5	4	3	3	3
資源ごみ (t)	3,158	2,930	2,810	2,523	2,325
紙・衣類 (t)	2,331	2,148	2,046	1,795	1,638
カン・ビン類 (t)	699	651	628	592	553
ペットボトル (t)	128	130	135	136	133
事業系ごみ (t)	12,713	11,987	11,752	11,170	11,706
可燃ごみ (t)	10,561	10,044	10,003	9,613	10,180
不燃ごみ (t)	2,151	1,943	1,748	1,557	1,526
総ごみ排出量 (t)	33,670	32,224	31,841	30,045	29,921
集団回収 (t)	758	725	637	728	651
総ごみ発生量 (t)	34,429	32,949	32,478	30,773	30,571
一人1日当たりの総ごみ発生量 (g)	977	954	957	925	934

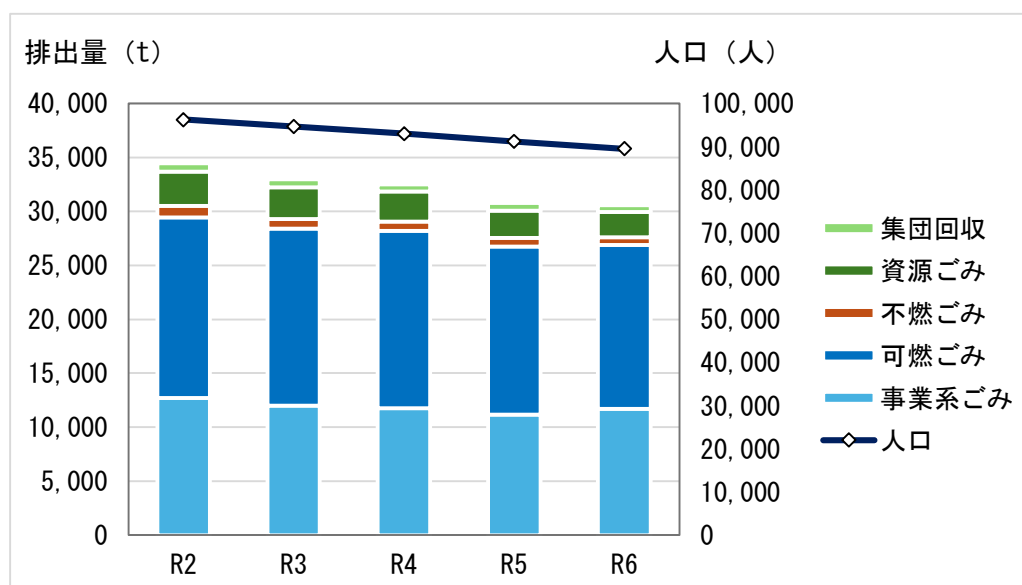


図3-1-2 ごみ発生量の推移

---

## 6. 中間処理の現状

---

本圏域で収集及び施設に搬入されたごみは、秩父クリーンセンター及び秩父環境衛生センター（ストックヤード<sup>†11</sup>・圧縮梱包施設）ならびに秩父リサイクルセンター（秩父リサイクル事業協同組合施設）で中間処理しています。

可燃ごみは、秩父クリーンセンターで焼却処理を行っています。焼却残渣（焼却灰・集じん灰<sup>†12</sup>）は、彩の国資源循環工場（ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場）及び太平洋セメント熊谷工場に委託し、全量資源化処理をしています。

不燃ごみは、秩父リサイクルセンターにおいて破袋、選別し、可燃ごみ、資源ごみの選別処理を行っています。カン・ビン類は、秩父リサイクルセンターにて鉄、アルミ、カレット<sup>†13</sup>（白、茶、緑）に選別し資源化をしています。これらの選別後に発生する不燃残渣は、秩父環境衛生センター内の最終処分場にて埋立処分しています。

紙・布類のうち収集したものは、民間リサイクル業者に直接搬入のうえ売却し、施設に搬入されたものは、ストックヤードで一時保管のうえ売却しています。ペットボトルは、圧縮梱包施設において処理したのち指定法人（日本容器包装リサイクル協会）に引き渡しています。

廃乾電池は、ストックヤードで種類ごとに選別し、リチウムイオン電池及びニッケル水素電池は売却し、一次電池及びニカド電池は委託処理しています。

家電リサイクル法対象品目を除く廃家電（小型家電製品）は、ストックヤードで一部を解体し、有価物は売却し、残渣は焼却処理または埋立処分を行い、解体困難なものは委託処理しています。

廃蛍光管、金庫、一輪車等のタイヤ付きホイール及びスプリングマットは、ストックヤードで一時保管のうえ、全量を委託処理しています。

中間処理の概要を図3-1-3に示します。

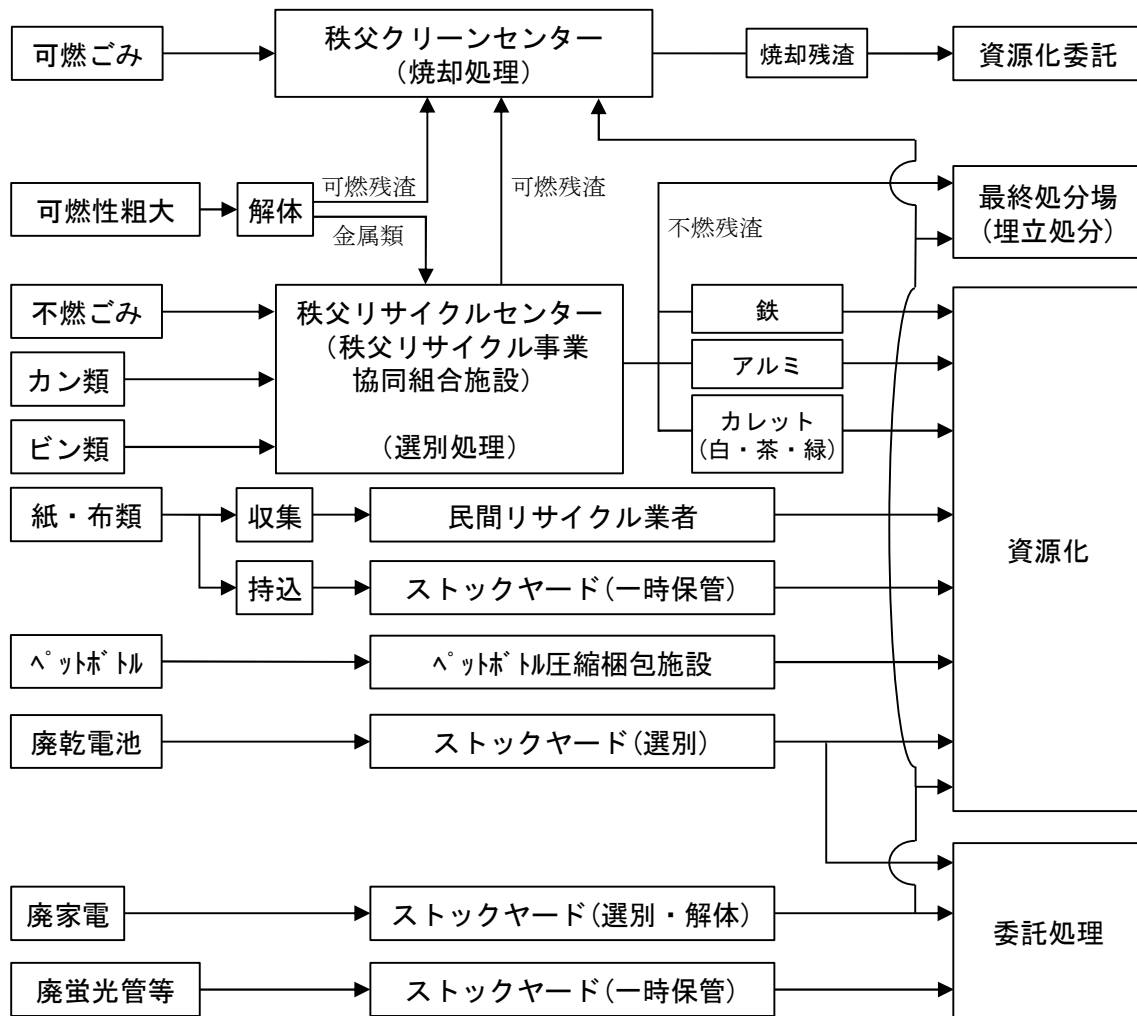


図 3-1-3 中間処理の概要

(1) 中間処理施設の概要

① 焼却処理施設

焼却処理施設の概要を表3-1-15に示します。

表3-1-15 焼却処理施設の概要

施設名称	秩父クリーンセンター	
所在地	埼玉県秩父市栢谷 1477 番地	
敷地面積	43,813 m <sup>2</sup>	
稼働年月	平成9年8月	
建設費	8,961,000 千円	
処理能力	150t/24h (75t/24h×2 炉)	
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉 <sup>†14</sup>	
工場棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下2階、地上5階 建築面積：3,454 m <sup>2</sup> 、延床面積：9,985 m <sup>2</sup>	
タービン棟	鉄筋コンクリート造 地上1階建築面積：252.37 m <sup>2</sup> 、 延床面積：179.60 m <sup>2</sup> 竣工：平成27年3月	
煙突	59m	
設備概要	受入供給設備	ごみ計量器(30t×1基)、ごみピット(有効3,000 m <sup>3</sup> ×1基)、 ごみクレーン(定格1.29t×2基)
	燃焼設備	燃焼装置(揺動階段火格子 <sup>†15</sup> ×2基)
	燃焼ガス冷却設備	ボイラ(自然循環式水管ボイラ×2基)、純水装置(1式)
	排ガス処理設備	調温塔(2基)、バグフィルタ <sup>†16</sup> (2基)、 有害ガス除去装置(1式)
	蒸気タービン発電設備	出力1,400kw(1式)
	余熱利用設備	場内暖房・給湯(1式)
	通風設備	押込送風機(2基)、誘引通風機(2基)
	灰出し設備	灰押出装置(2基)、灰ピット(有効153 m <sup>3</sup> ×1基)、 灰クレーン(定格1.8t×1基)
稼働状況	排水処理設備	ごみピット排水処理装置(1式)、 場内無機系・有機系排水処理装置(1式)
	稼働実績	令和6年度 稼働日数 355日 焼却量 26,265 t
	発電実績	令和6年度 発電日数 353日 発電量 10,199,060kwh
	資源化	セメント原料(焼却灰、集じん灰)、 人工砂(焼却灰)

② 不燃ごみ・資源ごみ処理施設

秩父環境衛生センター内にある秩父リサイクルセンター、ペットボトル圧縮梱包施設、ストックヤードで、資源ごみ及び不燃ごみの選別等の中間処理を実施しています。不燃ごみ・資源ごみ処理施設の概要を表3-1-16に示します。

表3-1-16 不燃ごみ・資源ごみ処理施設の概要

施設名称		秩父環境衛生センター（ストックヤード・選別施設）
所在地		埼玉県秩父市山田 1100 番地
リサイクル施設	名称	秩父リサイクルセンター （秩父リサイクル事業協同組合施設）（民設・民営）
	稼働年月	昭和 61 年 3 月
	敷地面積	1,747 m <sup>2</sup>
	対象品目	収集された不燃ごみ・資源ごみからの金属類・ビン類の選別・梱包・搬出
	名称	ペットボトル圧縮梱包施設（組合施設）
	稼働年月	平成 18 年 4 月
	処理形式	減容圧縮 <sup>†17</sup> +ベール梱包 <sup>†18</sup>
	処理能力	2 t / 日
ストックヤード	名称	ストックヤード（組合施設）
	構造	鉄骨造 4 棟
	対象品目	施設へ搬入された不燃ごみからの金属類等の抽出、廃乾電池の選別・分別、廃家電製品等の一部解体及びこれらの保管・搬出
資源化		カン・ビン類、紙・布類、ペットボトル、金属類、廃乾電池（小型充電式電池、電子たばこを含む）、廃蛍光管、廃家電製品等

(2) 運転体制

組合の各処理施設における人員及び運転体制は、表 3-1-17 に示すとおりです。両施設とも、施設総括管理及び搬入受付（計量）等を組合職員が行い、秩父クリーンセンターの運転、並びに秩父環境衛生センターのストックヤードの管理は委託職員が行っています。

表 3-1-17 人員及び勤務体制(令和 7 年 4 月 1 日現在)

秩父クリーンセンター 人員			運転体制 (民間委託)
組合職員 (11 名)	所長	1 名	勤務体制
	副所長	1 名	2 直 4 班
	廃棄物政策担当	2 名	勤務時間
	施設維持管理担当	4 名	日勤： 8：30～17：15
	計量・搬入指導	3 名	1 直： 8：30～17：40
委託 (23 名) (運転管理等)	総括責任者	1 名	2 直：17：30～ 8：40
	副総括責任者	1 名	受入時間
	ボイラー・タービン主任技術者	1 名	月～土、毎月第三日曜日
	電気主任技術者	1 名	9：00～12：00
	プラント運転班 (2 交代 4 班)	16 名	13：00～16：00
	廃棄物受入班	3 名	土曜日及び祝日は収集ごみのみ 第三日曜日は家庭ごみのみ受入

秩父環境衛生センター 人員			運転体制 (直営)
組合職員 (4 名)	所長	1 名	勤務体制
	計量・施設維持管理担当	3 名	1 直 1 班 勤務時間 日勤： 8：30～17：15 受入時間
委託 (10 名) (ストックヤード 管理等)	廃棄物受入管理資源化業務・運搬業務・車両管理業務	10 名	月～土、毎月第三日曜日
			9：00～12：00 13：00～16：00 土曜日は収集ごみのみ 祝日は原則として閉場 第三日曜日は家庭ごみのみ受入

### (3) 施設の状況

秩父クリーンセンターの状況について、精密機能検査報告書<sup>†19</sup>（令和5年3月）の総合所見を抜粋します。

#### 総合所見

本施設は、平成9年度にしゅん工し25年目を迎えている。平成26年度には基幹的設備改良工事をしゅん工し、新たにボイラ発電を開始した。

過去4年間(平成30年度～令和3年度)における本施設の処理機能面においては、ごみ質分析の低位発熱量の推移を見ると、本施設の高質ごみ設計基準値を超えることもあり、高めで推移している。ごみ焼却能力については、年間を通してほぼ定格処理能力で運転していて、日及び月単位では定格処理能力を超えて運転していることもあり、焼却炉への負荷や廃棄物処理法の維持管理について考慮する必要がある。定格処理能力付近で運転した場合でも、必ずしも発電端効率が高くなるものではなく、定格処理能力の範囲内で、より効率的な燃焼管理、設備管理を実施していくことが必要である。

公害防止に係る施設管理状況については、すべての規制基準を満たすとともに、廃棄物処理法に基づく本施設の自主基準値についてもすべて適合しており、現在のところ特に支障は認められない。

また、発電電力量及び売電電力量並びに焼却灰の資源化量は、令和3年度のみ減少したものの、熱エネルギーの有効利用を行い、二酸化炭素排出量の削減や焼却灰の資源化についても、積極的な取り組みがなされていることが認められる。

ごみ焼却施設は多くの設備・機器により複層的に構成されることで、施設としての処理性能を発揮しており、かつ高温・多湿や腐食性雰囲気暴露されるとともに機械的な運動により摩耗しやすい状況下で稼働することが多く、その設置環境から設備・機器の性能低下や劣化が早い施設である。

このため、廃棄物処理法等に基づく運転維持管理業務とともに、計画的に個々の設備・機器の保全業務を適切に行うことがより重要となる。

本施設は、しゅん工後25年、基幹的設備改良工事後7年目を迎えているが、毎年の定期補修工事を計画的に実施するとともに、緊急的な補修工事にも適切に対応しており、全体的に本来の施設処理機能を発揮しているものと思われる。

施設の処理機能を十分に発揮するためには、計画的かつ効率的に整備工事を実施する必要がある。日々の点検データや整備履歴などの管理が非常に重要であり、設備や機器ごとに重要度を設定しTBM（時間基準保全）、CBM（状態基準保全）、BDM（事後保全）等に分類することで適切な施設保全計画が実行できる。

施設の維持管理に必要な的確な情報を取得し管理していくためには、保守・点検表や帳票などの見直し及び改善といった取り組みを継続していくことが重要でありこのことで施設の安心安全な安定稼働が維持されていくものと考えられる。

※精密機能検査報告書（令和5年3月）より抜粋

#### (4) 中間処理実績

##### ① 焼却処理実績

秩父クリーンセンター処理実績は、表3-1-18に示すとおりです。焼却処理の残渣率は令和2年度～6年度平均で11.0%です。

表3-1-18 秩父クリーンセンター処理実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理量(t/年)	28,513	27,586	27,456	26,024	26,265
稼働日数(日/年)	355	356	358	350	355
日平均処理量(t/日)	80.3	77.5	76.7	74.4	74.0
灰排出量(t/年)	3,088	3,062	3,036	2,850	2,921
残渣率(%)	10.8	11.1	11.1	11.0	11.1

$$\text{残渣率(}\%) = \text{灰排出量} \div \text{焼却処理量} \times 100$$

##### ② 不燃・資源ごみ処理実績

秩父環境衛生センター処理実績は、表3-1-19に示すとおりです。

表3-1-19 秩父環境衛生センター処理実績

単位：t/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
搬入量	6,384	5,787	5,391	4,861	4,578	
選別内訳	資源化物	3,967	3,673	3,414	3,143	2,926
	可燃残渣	1,232	1,152	1,008	843	926
	不燃残渣	1,087	1,001	905	779	701

※搬入量は、収集不燃ごみ、収集資源ごみ、直接搬入不燃ごみの合計であることから、選別内訳の合計とは一致しない。

## 7. 最終処分の現状

### (1) 最終処分場の概要

最終処分場の概要を、表3-1-20に示します。

表3-1-20 最終処分場の概要

施設名称	秩父環境衛生センター	
所在地	埼玉県秩父市山田1100番地	
稼働年月	平成2年3月	
建設費	763,213千円	
施設規模等	埋立方式	サンドイッチ方式 <sup>†20</sup>
	埋立期間	平成2年4月～令和17年3月
	埋立面積	23,100 m <sup>2</sup>
	埋立可能容量	189,000 m <sup>3</sup>
	残余容量	61,694 m <sup>3</sup> (令和7年3月末)
	浸出水処理能力	80 m <sup>3</sup> /日
	浸出水処理方式	回転円板方式+高度処理 <sup>†21</sup>
埋立量	令和6年度 埋立処分701 t	

### (2) 最終処分実績

最終処分実績を表3-1-21に示します。埋立処分は破碎・選別処理後の不燃残渣のみです。

総ごみ発生量に対する最終処分率は令和6年度で2.3%です。焼却灰の資源化を行っていることから、令和5年度時点で全国平均の8.1%（「日本の廃棄物処理」令和5年度版（環境省））を大きく下回っています。

表3-1-21 最終処分実績

単位：t/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却残渣（焼却灰）	—	—	—	—	—
破碎・選別残渣	1,087	1,001	905	779	701
計	1,087	1,001	905	779	701
総ごみ発生量	34,429	32,949	32,478	30,773	30,571
最終処分率（%）	3.2	3.0	2.8	2.5	2.3

$$\text{最終処分率（\%）} = \text{最終処分量計} \div \text{総ごみ発生量} \times 100$$

## 8. ごみ処理費用の実績

令和6年度にごみ処理に要した経費は総額1,046,183千円（公債費を除く）でした。これは、ごみ1トン当たりでは年間34,966円、住民一人あたりでは11,886円となります。

表3-1-22 ごみ処理経費

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
用役費	95,166	116,344	124,879	130,875	135,447
その他の経費	692,336	674,985	673,315	662,750	687,788
廃棄物収集費	191,400	191,400	191,400	222,948	222,948
計	978,901	982,729	989,595	1,016,573	1,046,183
ごみ1t当たり（円）	29,073	30,498	31,079	33,835	34,966
一人あたり（円）	10,338	10,547	10,808	11,325	11,886

## 9. ごみ処理システムの評価

### (1) 分別収集区分の評価

現在、8分別12種に区分して収集が実施されています。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に示されている標準的な分別収集区分の類型に照らすと、類型Ⅰの分別区分にほぼ該当し、資源回収する容器包装のうちプラスチック製容器包装の分別収集が未分別であるため、類型Ⅱの達成直前という状態にあります。

さらに生ごみや剪定枝、廃食用油などのバイオマス系ごみの資源化をすることによって類型Ⅲに到達します。

表3-1-23 標準的な分別区分と組合の現状

類型	標準的な分別収集区分		秩父広域市町村圏組合の現状	
			分別の有無	分別品目
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	
		①-2 ガラスびん	○	
		①-3 ペットボトル	○	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む)		○	
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		○	
	⑥燃やさないごみ		○	
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	
	⑧粗大ごみ		△	
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	カン・ビン
		①-2 ガラスびん	○	(カン・ビン)
		①-3 ペットボトル	○	ペットボトル
		①-4 プラスチック製容器包装	×	
		①-5 紙製容器包装	○	(紙・布)
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む)		○	紙・布
	④小型家電		○	小型家電製品
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		○	可燃ごみ(プラスチック類含む)
⑥燃やさないごみ		○	不燃ごみ	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	乾電池・ライター、 蛍光管・電球	
⑧粗大ごみ		△	直接搬入のみ	
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	
		①-2 ガラスびん	○	
		①-3 ペットボトル	○	
		①-4 プラスチック製容器包装	×	
		①-5 紙製容器包装	○	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む)		○	
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		×	秩父市において一部実施
	④小型家電		○	
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		○		
⑥燃やさないごみ		○		
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○		
⑧粗大ごみ		△		

○：分別収集実施、△：分別品目にはないが受入れ、×：未分別

## (2) 循環的利用と処分方法の評価

---

現在、焼却処理により得られる熱エネルギーは、蒸気利用による発電・暖房・給湯用に有効利用をしています。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に示されている適正な循環的利用・適正処分の方法に照らすと、現在実施されている分別品目については、ほぼ適正な循環的利用と適正な処分方法がとられています。

なお、資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス及び粗大ごみの修理による再使用が取組まれていません。

表 3-1-2 4 適正な循環的利用・適正処分の方法(●は組合対応済み)

分別収集区分	適正な循環的利用・適正処分の方法		秩父広域市町村圏組合の処理処分		
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別により排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要) こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。 付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。 ガラスびんについてはリユースびんとそれ以外を色(無色・茶色・その他)ごとに分別・選別する。	●アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用	●環境衛生センターで選別→リサイクル事業協同組合に売却→再商品化	
	①-2 ガラスびん		●容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化	●資源化業者委託→商品化	
	①-3 ペットボトル		●リユースびんについて、びん商等への引渡しによる再生利用	●ストックヤードで圧縮・梱包→指定法人に引き渡し	
	①-4 プラスチック製容器包装		●除去した異物について、熱回収施設で適正処分	未分類	
	①-5 紙製容器包装				
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ	排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却	●回収業者等への売却等による再生利用 ×除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	●ストックヤードで圧縮・梱包→民間委託で資源化		
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	排出源で分別する。				
	生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料化</li> <li>・堆肥化</li> <li>・メタン化(生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×登録再生利用事業者への引渡しによる生ごみ等の再資源化</li> <li>×回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用</li> <li>×回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用</li> <li>×回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用</li> </ul>		
	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオディーゼル燃料化(メチルエステル化する)</li> <li>・堆肥化・チップ化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</li> </ul>		
	剪定枝等木質ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタン化</li> </ul>			
排出源で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別					
④小型家電	排出源で分別するか、又は、他の区分と混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)。	●認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化	●一時貯留→委託処理で資源化		
⑤燃やすごみ	ストーカ方式等による従来型の焼却方式(灰溶融方式併設を含む)	焼却灰	最終処分場で適正処分 ●セメント原料化 灰溶融しスラグ化	●焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。	●彩の国資源循環工場→焼成処理→再商品化 ●太平洋セメント→セメント原料化
		ばいじん	薬剤等により安定化処理し最終処分 ●セメント原料化 山元還元		●金属回収
⑥燃やさないごみ	金属等の回収、燃やせる残渣の選別、かさばるものの減容等の中間処理	●金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ●除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	●金属等の回収 ●不燃残渣→埋立処分		
⑦その他専用の処理のために分別するごみ	性状に見合った処理及び保管	●性状に見合った再生利用又は適正処分	●乾電池は、一時貯留→委託処理(精錬事業者)で資源化 ●ライターは、金属・プラスチックに分解後、金属は資源化、プラスチックはクリーンセンターで焼却 ●蛍光管・電球は、一時保管後、資源化業者へ引き渡し、ガラス・金属・プラスチックに分別後資源化		
⑧粗大ごみ	修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残渣の選別、かさばるものの減容等の中間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>×修理等して再使用</li> <li>●金属等の回収業者等への売却等による再生利用</li> <li>●除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</li> </ul>	●環境衛生センターで解体・選別→金属類・不燃残渣はリサイクルセンターで選別→金属類は資源物として売却、不燃残渣は埋立処分、可燃残渣はクリーンセンターで焼却		

## 10. 課題の抽出

組合におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果を表3-1-25に示します。

表3-1-25 ごみ処理の課題

項目	課題
発生抑制 ・ 排出抑制	組合における事業系ごみの占める割合は、令和6年度において38%と多くを占めています。近年の事業系ごみ排出量は、不燃ごみは減少傾向にあります。可燃ごみはほぼ横ばいを示しており、発生・排出の抑制が必要です。
	組合におけるリサイクル率は、減少傾向が続いています。要因としては、新聞紙などの紙媒体の減少、ガラス容器等からプラスチック容器への移行、民間の資源回収の利用拡大などが考えられ、こういったリサイクルを取り巻く状況の変化をふまえて、今後もリサイクルを推進していく必要があります。
	近年、食品ロスが国内外で大きな課題となっており、令和元年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロス削減に取り組むことが求められています。
収集 ・ 運搬	収集・運搬においては、今後の人口減少及び高齢化に対応した収集・運搬体制を構築する必要があります。
	令和4年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村には使用済プラスチック使用製品の収集や資源化などが求められています。埼玉県内では34市町村でプラスチック製容器包装の収集を行っています。組合では令和7年現在、プラスチック製容器包装の分別は未分類となっているため、収集、処理体制を整えることが課題です。ただし、秩父クリーンセンターにおいてごみの焼却エネルギーを利用した発電を行っているため、焼却しているごみ質や焼却量を勘案しながら検討をしていく必要があります。
	近年、リチウムイオン電池が原因とされる火災が社会問題となっており、組合においても有効な予防措置を講じる必要があります。
中間処理	秩父クリーンセンターの焼却施設は、平成9年に竣工してから29年を経過しており、平成24～26年には施設の長寿命化を目的として、基幹的設備改良工事を実施しました。施設の運転については順調に稼働していますが、今後も現在の処理施設を維持できるよう、再度の主要機器更新の実施を計画するとともに、新ごみ処理施設の建設を含め人口減少に対応した今後のごみ処理政策に向けた検討が必要となります。
最終処分	秩父環境衛生センターは平成2年に埋立が開始されてから35年が経過しています。処理施設への搬入ごみの再資源化の徹底及び焼却残渣の再資源化等に取り組んだ結果、埋立期間を令和17年度まで再延長することができましたが、今後更なる延命化を地域全体で図っていく必要があります。

## 第2節 ごみ処理の基本方針

---

### 1. 基本理念

---

住民、事業者、構成市町と一体となって、清潔で快適な住み良い生活環境を維持するとともに、ごみ処理による環境負荷の低減を図り、低炭素社会及び循環型社会の形成を推進し、持続可能な社会の構築に努めます。

### 2. 基本方針

---

基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に沿って本圏域におけるごみ処理に関する諸施策を展開していきます。

#### 基本方針

- ①資源循環利用の促進
- ②環境負荷の低減
- ③少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制の構築
- ④住民、事業者、構成市町との連携

#### ① 資源循環利用の促進

分別収集の徹底によるリサイクルの推進はもとより、可燃ごみからのエネルギー回収、中間処理残渣の資源化など、利用可能なエネルギーや資源物を回収し、資源の循環利用に資するシステムを確立します。

#### ② 環境負荷の低減

周辺環境に十分配慮したごみ処理に努め、生活環境への負荷を低減するとともに、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築します。

また、現有施設の適切な運転管理と計画的な維持管理により、施設の長寿命化に努めます。

#### ③ 少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制の構築

少子高齢化や人口減少社会においても、持続可能な廃棄物の適正処理や処理体制の確保及び誰もが利用しやすいごみ収集システムの構築に向けた取組を構成市町と協議し推進します。

④ 住民、事業者、市町との連携

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進するためには、住民・事業者の協力が不可欠です。構成市町と連携し、住民・事業者に対して積極的な啓発を行います。

## 第3節 ごみの減量・資源化目標

---

### 1. ごみの減量・資源化目標

---

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生を抑制し、発生したごみは可能な限り再生利用していくことが求められます。そこで、本圏域におけるごみの減量化等の目標を以下のように定めます。

#### ◆ごみ発生量の削減目標

令和14年度の総ごみ発生量を、令和6年度に対して、

**23%** 程度削減

※ 総ごみ発生量 = 家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量 + 集団回収量

#### ◆リサイクル率の目標

令和14年度のリサイクル率を、

**21%** 確保

※リサイクル率＝

(資源ごみ + 集団回収 + 中間処理後資源化物) ÷ 総ごみ発生量 × 100

### 2. 将来の予測ごみ量

---

総ごみ発生量は、令和2年度以降減少傾向にあります。現状のまま推移したと仮定した場合、令和14年度の総ごみ発生量は26,493 t（令和6年度比約87%）と予測します。住民・事業者の協力のもと上記の削減目標が達成された場合は、現状のまま推移した場合より約3,000 t少ない23,631 t（令和6年度比約77%）となります。

また、1人1日当たりの総ごみ発生量は、令和2年度以降わずかに減少傾向にあります。現状のまま推移したと仮定した場合、令和14年度の1人1日当たりの総ごみ発生量は916g（令和6年度比約98%）と予測します。住民・事業者の協力のもと上記の削減目標が達成された場合は、現状のまま推移した場合より約99g少ない817g（令和6年度比約87%）となります。

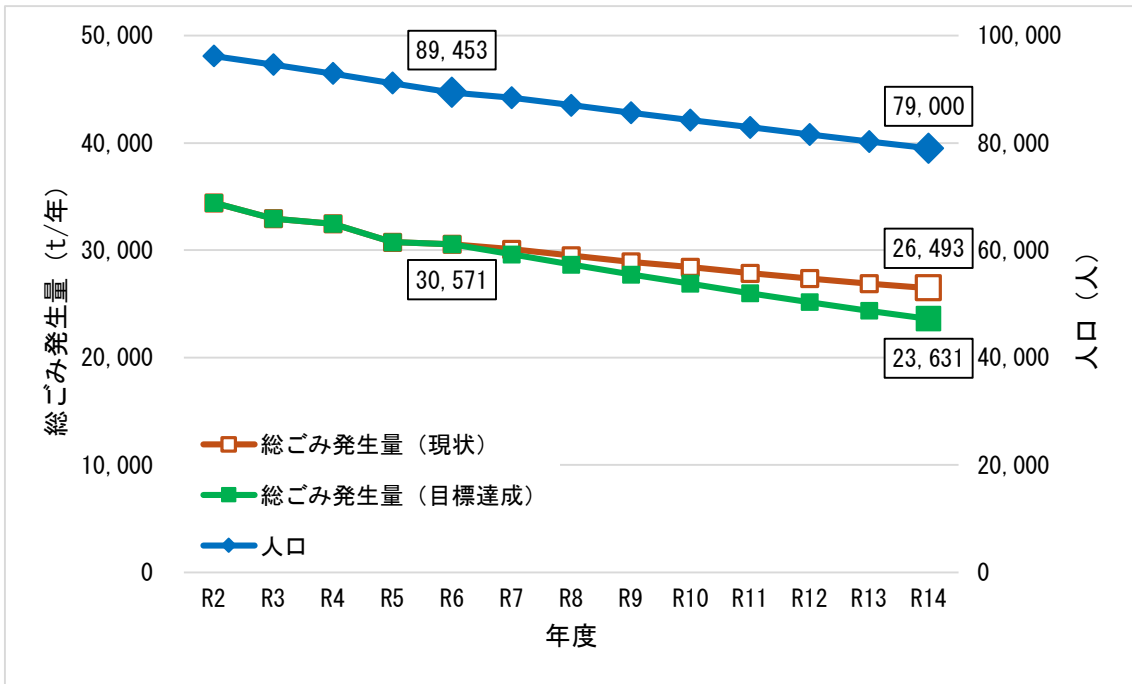


図 3-3-1 (1) 現状推移と目標達成後の総ごみ排出量

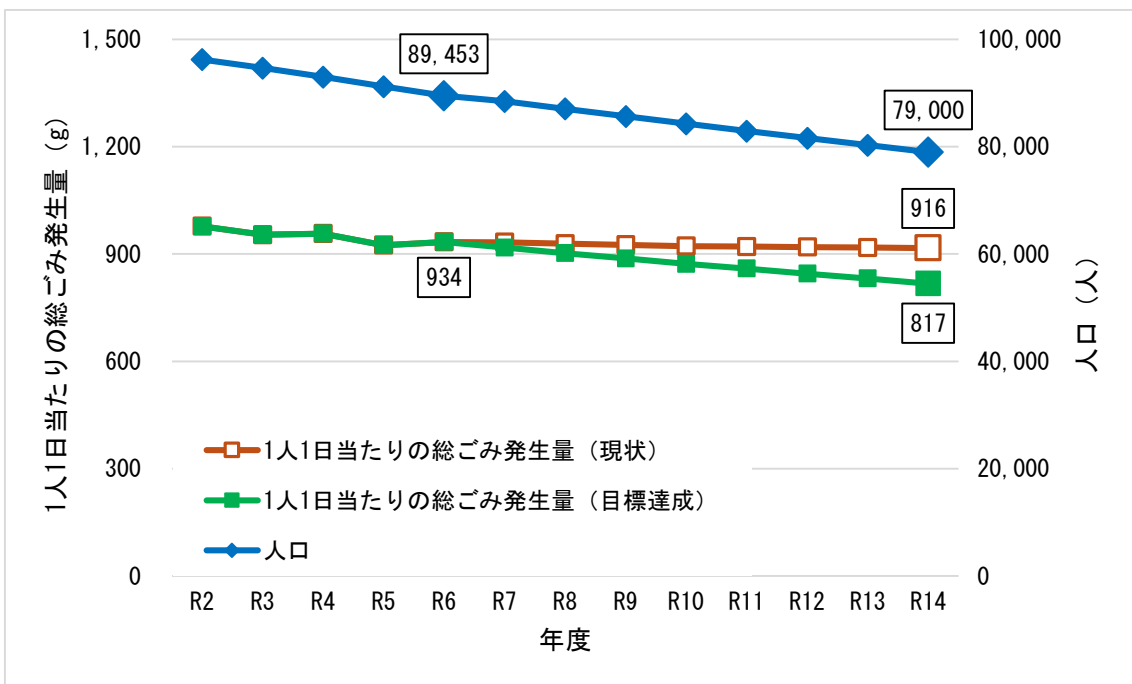


図 3-3-1 (2) 現状推移と目標達成後の1人1日当たりの総ごみ排出量

## 第4節 発生抑制・排出抑制計画

---

### 1. 計画目標

---

ごみ処理による環境負荷を低減するために、住民・事業者の協力のもとに排出源での排出抑制を推進し、処理を必要とするごみの減量化に努めます。

また、排出源での資源ごみの分別を徹底するとともに、中間処理においても資源化の徹底を図ります。

### 2. 組合主体の施策

---

#### (1) 家庭系指定ごみ袋料金の見直し

---

平成8年7月から指定ごみ袋制度を導入したことにより、ごみの減量化・資源化に一定の成果が得られています。住民の減量努力に応え、また負担の軽減を図るため、指定ごみ袋に係る廃棄物手数料の引き下げを平成23年度より実施しました。今後も家庭系ごみの処理手数料の見直しを検討するとともに、ごみ量が増大することのないように、市町と連携して住民への啓発を徹底します。

#### (2) 事業者に対する減量指導

---

事業系ごみの減量化への取組みを明確に位置づけ、排出抑制対策を講ずるものとし、以下に示す施策の推進により、減量化のための指導を強化します。

- ・ 事業系ごみの処理手数料の見直し
- ・ 資源ごみ分別の徹底指導
- ・ 再資源化業者への誘導
- ・ 搬入検査の強化
- ・ 圏域外からの持ち込み監視
- ・ 多量発生事業所等に処理計画策定の指導

#### (3) 啓発活動の充実

---

住民及び各団体、生徒、児童などの施設見学者に対してごみの減量化、ごみの分別排出の徹底について、より一層の協力を要請していくものとし、

また、引き続き小学生を対象とした標語募集や副読本の作成などを市町、学校等と連携して取組みます。

#### (4) 中間処理施設での再資源化

---

焼却処理残渣の全量資源化、不燃・粗大ごみ処理における資源物回収など、資源化率の向上を図るためのごみ処理システムの継続に努めます。

#### (5) 廃棄物減量等推進審議会等

---

一般廃棄物の減量等を審議する廃棄物等減量等推進審議会の活用及び、構成市町の自治会、行政区、環境衛生推進委員等との連携により、資源の集団回収やごみの分別等への積極的取り組みを図っていきます。

#### (6) ごみ分別アプリの利用推進

---

住民のごみ出しの利便性向上を目的として、スマートフォンで手軽にごみの分別や収集日について調べることが可能なごみ分別アプリ（さんあ〜る）を令和7年8月に導入しました。今後は利用者の増加に向けて広報活動を実施します。

#### (7) 食品ロス削減の推進

---

構成市町と協働し、住民や事業者が食品ロスの削減の必要性を理解できる啓発活動等を推進します。

### 3. 構成市町主体の施策

---

#### (1) 集団回収の推進

---

全ての構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るため、育成会、小中学校PTA、女性団体、環境団体等の住民団体が主体となって取り組んでいる資源回収に対し報奨金の交付を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。

#### (2) 生ごみ処理機器の助成を継続

---

皆野町では、生ごみ処理機器の購入に際して補助を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。

---

## 4. 住民、事業者の役割

---

### (1) 住民の役割

---

住民はごみの減量、資源化の推進、適正な処理に関し、次の事項に積極的に参加、協力するものとします。

- ・「もったいない」のところで、ものを大切にし、長く使うための努力
- ・再生品の使用促進、使い捨て品やレジ袋等の使用抑制
- ・集団回収の促進
- ・分別排出への協力
- ・教育、啓発活動への参画
- ・食品ロス削減の推進

### (2) 事業者の役割

---

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等に努めるとともに、「容器包装リサイクル法」「食品リサイクル法」等の各種リサイクル法に基づき、ごみの減量、資源化の推進に向けて、次の事項に積極的に取り組むものとします。

- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物、その他資源ごみ分別収集への協力
- ・使い捨て容器の使用抑制と製造事業者による自主回収、資源化の推進
- ・再生品の使用促進
- ・食品ロス削減の推進

## 5. 排出抑制の予測

減量化目標を達成した場合の将来の集団回収・資源ごみ量の予測結果を表3-4-1に示します。

表3-4-1 排出抑制・再資源化予測（目標達成の場合）

	実績	予測
	令和6年度	令和14年度
集団回収量 (t/年)	651	594
秩父市 (t/年)	568	507
横瀬町 (t/年)	31	34
皆野町 (t/年)	16	11
長瀬町 (t/年)	27	31
小鹿野町 (t/年)	9	11
資源ごみ量 (t/年)	2,325	1,697
秩父市 (t/年)	1,332	951
横瀬町 (t/年)	206	148
皆野町 (t/年)	253	180
長瀬町 (t/年)	207	153
小鹿野町 (t/年)	326	264
中間処理による資源化量 (t/年)	5,849	4,265
クリーンセンター (t/年)	2,923	2,289
環境衛生センター (t/年)	2,926	1,976
資源化率 (%)	21.3%	20.6%

資源化率 (%) = (集団回収量 + 中間処理による資源化量)

÷ 総ごみ発生量 × 100

## 第5節 収集・運搬計画

---

### 1. 計画目標

---

本圏域から排出されるごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住みよい生活環境の維持に努めるとともに、分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの推進を目指します。

### 2. 収集対象区域

---

現状のとおり、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の全域を対象とします。

### 3. 分別収集区分

---

ごみの分別区分は、現状の8分別を継続するものとします。

さらに、現在未分類であるプラスチック製容器包装の分別収集、処理体制の構築を検討します。分別収集、処理体制の構築に当たっては、秩父クリーンセンターにおいてごみの焼却エネルギーを利用した発電を行っていることを踏まえ、焼却しているごみ質や焼却量を勘案しながら検討を行います。

### 4. 処理手数料

---

#### (1) 家庭系ごみ

---

平成8年度に導入した指定ごみ袋制度は、制度導入から29年が経過していますが、目的としたごみの減量化と資源化の推進には一定の効果が見られています。平成23年度には住民負担の軽減も考慮して指定ごみ袋制度に係る処理手数料の引き下げを実施しました。また、施設への持込みに係る処理手数料について、処理経費の負担の適正化を図る目的で令和2年度に改定しています。

今後も減量化と資源化の効果が後退しないように留意し、処理経費の上昇も考慮しながら、処理手数料の見直しを適宜検討します。

## (2) 事業系ごみ

---

事業系ごみは、総排出量に占める割合が埼玉県の平均を大きく上回っています。令和2年度には家庭系ごみと合わせて、施設への持込みに係る処理手数料等の改定を行っています。今後も事業者への資源化や減量化の指導を強化していくとともに、処理経費の負担の適正化と減量化の推進に大きな効果が期待できる処理手数料の見直しを適宜検討します。

## 5. 収集・運搬方法

---

### (1) 実施主体

---

基本的には現状のとおり、組合が実施主体となり、委託による収集・運搬を行っています。

### (2) 方式及び機材

---

収集・運搬方式及び機材は、ごみの分別に対応していくものとしますが、基本的には現状のとおり、機械式圧縮・運搬車、平ボディー及びダンプトラックとします。

### (3) 収集方法

---

現状のとおり、家庭系ごみは基本的にステーション方式<sup>†22</sup>とします。

### (4) 収集頻度

---

当面のごみの収集頻度は現状のとおりとしますが、将来のごみ量の変動に応じて適宜検討していきます。

### (5) 収集時間帯

---

収集時間帯は、現状と同様とします。

### (6) 高齢者などのごみ出し支援

---

構成市町の福祉施策として実施する高齢者や障害のある方など、家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な住民を対象とした支援に対して、構成市町との連携を図りながら収集方法や収集頻度などの対応を進めます。

## 6. 直接搬入ごみ

事業所から排出されるごみは、事業者が自ら処理することを基本としますが、可燃ごみ、不燃ごみについては現状のとおり自己搬入または許可業者による組合施設への搬入を受け入れます。

資源ごみについては再資源化業者を紹介するなど、分別の徹底による資源化の促進による減量化の指導を強化します。

そのほか、搬入検査の強化、圏域外からの持ち込みの監視、多量排出事業者への処理計画策定の指導などにより直接搬入ごみの減量化を図ります。

## 7. 収集・運搬、直接搬入ごみ量

ごみ発生量の削減目標が達成された場合の、収集・運搬、直接搬入ごみ量の予測結果を表3-5-1に示します。

表3-5-1 収集・運搬、直接搬入ごみ量の予測（目標達成の場合）

	実績	予測
	令和6年度	令和14年度
収集ごみ量 計 (t/年)	18,215	13,989
可燃ごみ量 (t/年)	15,162	11,732
不燃ごみ量 (t/年)	727	560
資源ごみ量 (t/年)	2,325	1,697
直接搬入ごみ量 計 (t/年)	11,706	9,048
可燃ごみ量 (t/年)	10,180	8,213
不燃ごみ量 (t/年)	1,526	835
処理対象ごみ量合計 (t/年)	29,921	23,037

## 第6節 中間処理計画

### 1. 計画目標

本圏域から排出されるごみを適正に、また安定的に処理するとともに、積極的なエネルギー回収、温室効果ガス削減などに取組み、環境負荷の少ないごみ処理に努めます。また、計画的に適切な施設の維持管理に努め、現有施設の延命化を図ります。

### 2. 中間処理方法

可燃ごみは、焼却処理施設で焼却処理を行います。資源ごみのうち、紙・布類は民間業者の施設で選別・分別したのちに資源化業者により資源化、ペットボトルは圧縮梱包施設で圧縮梱包したのち、資源化業者による資源化をします。

不燃ごみ、資源ごみ（カン・ビン類）は破碎・選別等の処理を委託し、資源化業者による資源化をするとともに可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立て処理をします。

可燃ごみの焼却残渣は現状の全量資源化を継続し、埋立処分量の最小化に努めます。また、熱回収（発電）を積極的に行い、温室効果ガスの削減に努めます。

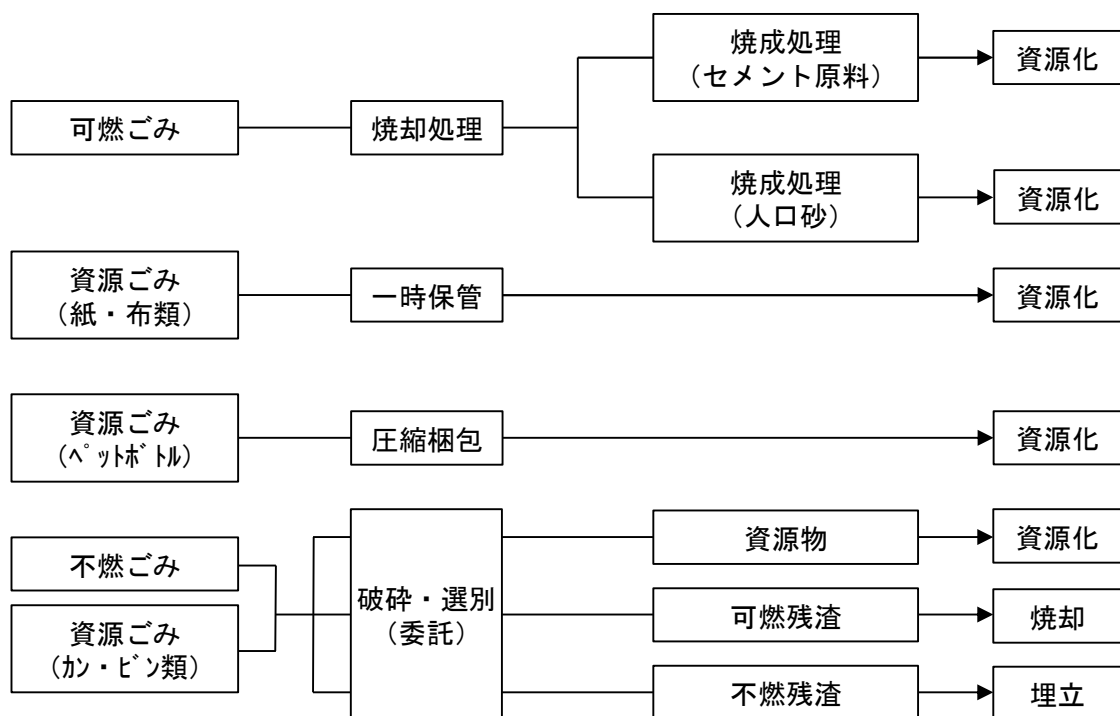


図 3-6-1 中間処理方法

### 3. 中間処理施設の整備計画

秩父クリーンセンターの焼却施設は、平成9年に竣工してから28年を経過しており、平成24～26年には施設の長寿命化を目的として、基幹的設備改良工事を実施しました。現状では、施設全般の状況は比較的良好です。しかし、経過年数が進むにつれて、腐食、摩耗等が加速度的に進行し、故障が頻発するなど施設全般の性能が低下していくことが想定されます。

突発的なトラブルによりごみ処理に影響が及ばないように、再度の主要機器更新の実施を計画します。機器更新に際しては、現状を維持するのみにとどまらず、積極的なエネルギー回収や温室効果ガス削減など、社会の要請に配慮した施設への進化も検討します。

また、新ごみ処理施設の建設に向けて、検討を行います。

### 4. 中間処理対象ごみ量

ごみ発生量の削減目標、リサイクル率目標が達成された場合の、焼却処理施設及び資源化処理施設の処理対象ごみ量の予測結果を表3-6-1に示します。

表3-6-1 中間処理対象ごみ量予測（目標達成の場合）

単位：t／年

	実績	予測
	令和6年度	令和14年度
焼却施設受入量	26,268	20,571
収集可燃ごみ	15,162	11,732
直接搬入可燃ごみ	10,180	8,213
中間処理後可燃残渣	926	626
焼却残渣量（全量資源化）	2,921	2,287
資源物（羽毛布団）	3	2
	実績	予測
	令和6年度	令和14年度
資源処理対象量	4,578	3,092
収集不燃ごみ	727	560
収集資源ごみ	2,325	1,697
直接搬入不燃ごみ	1,526	835
資源物	2,424	1,637
可燃残渣（焼却処理）	926	626
不燃残渣（埋立処分）	701	473
中間処理後の資源化量合計	5,849	4,265

## 第7節 最終処分計画

---

### 1. 計画目標

---

中間処理後の残渣は、周辺環境へ負荷を与えないように適正に処分する必要があります。そのためには、永続的な最終処分場の確保と周辺環境に影響を与えることのないよう埋立施設の適正な管理・運営に努めます。

また、中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図るとともに、処理残渣の資源化に努め、最終処分場の延命化に努めます。

### 2. 最終処分方法

---

現状どおり、埋立処分とします。

### 3. 最終処分対象物

---

埋立対象物は、原則として秩父環境衛生センターにおいて破碎処理し、資源物及び可燃物を選別した後の不燃残渣のみとします。

### 4. 最終処分場の延命化

---

秩父環境衛生センター最終処分場は令和2年に埋立期間を令和17年度まで延長しましたが、今後さらに中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図り、埋立期間の延長を検討します。また、排出段階での資源化・減量化の推進及び資源ごみ分別の一層の徹底を住民に働きかけていくことにより、処理対象となるごみそのものの削減等の目標達成に努めます。

## 5. 最終処分量

ごみ発生量の削減目標、リサイクル率目標が達成された場合の、最終処分量の予測結果を表3-7-1に示します。

表3-7-1 最終処分量の予測（目標達成の場合）

	実績	予測
	令和6年度	令和14年度
埋立対象量 環境衛生センター不燃残渣（t／日）	1.9	1.3
年間最終処分量（t／年）	701	473
最終処分量 累積（t）	127,306	131,798

最終処分対象量（t／日）： 年間最終処分量（t／年）の365日平均

## 第8節 その他の廃棄物対策

---

### 1. 在宅医療廃棄物に関する対策

---

高齢化社会を迎え一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、一般家庭から医療廃棄物<sup>†23</sup>の排出が見込まれます。これらの在宅医療に伴って発生する廃棄物の適正処理に関しては、地域の医療機関等と連携しながら処理を行います。

### 2. プラスチック廃棄物対策

---

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律」が施行されるなど、プラスチックごみの3Rの推進や再生利用・バイオマスプラスチックの推進が求められています。

マイバッグやマイボトルなどの利用促進、簡易包装や詰め替え製品などの環境配慮型商品の購入促進など、廃プラスチックの発生抑制のための啓発を行います。また、組合では未分類となっているプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの収集実施を検討するとともに、回収したプラスチック使用製品廃棄物をそのまま原材料にして新たなプラスチック製品を作るマテリアルリサイクル<sup>†24</sup>について調査を実施し、導入の検討を行います。

### 3. 不適正処理対策

---

廃棄物の野外等での焼却など不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するために重要です。廃棄物の野外等での不適正な焼却などが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることについて、構成市町との連携を図りながら住民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止と良好な生活環境の保全に努めます。

### 4. 不法投棄対策

---

不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールやマナー向上のための啓発活動等を強化するとともに、県担当部署、市町、警察等で構成する「秩父地域不法投棄等対策会議」を活用し、不法投棄の防止に努めます。また、ボランティアによるクリーンアップへの支援を充実し、住民参加による不法投棄対策を推進します。

---

## 5. 災害時の廃棄物処理対策

---

災害時の一般廃棄物処理を円滑に実施するための相互支援について、埼玉県清掃行政研究協議会で定めている「災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」、埼玉県一般廃棄物連合会との間で締結している「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」及び組合が策定した「災害廃棄物処理計画」を踏まえ、地震等の災害発生時には構成市町をはじめとした周辺地域及び埼玉県との連携体制に基づき迅速で安全な廃棄物処理に努めます。

---

## 6. 小型充電式電池の分別排出・適正処理に関する対策

---

小型充電式電池及びその使用製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で発生しています。組合においても住民に対し、火災事故を未然に防ぐために指定の方法で、かつ、他のごみと混ぜないで分別し、排出するよう周知を行います。また、火災事故防止のため、他のごみとは分けて収集し、収集後は速やかに状態の確認及び分別を行うことで安全管理に努めます。

## 第9節 計画の進行管理

### 1. 計画の進行管理

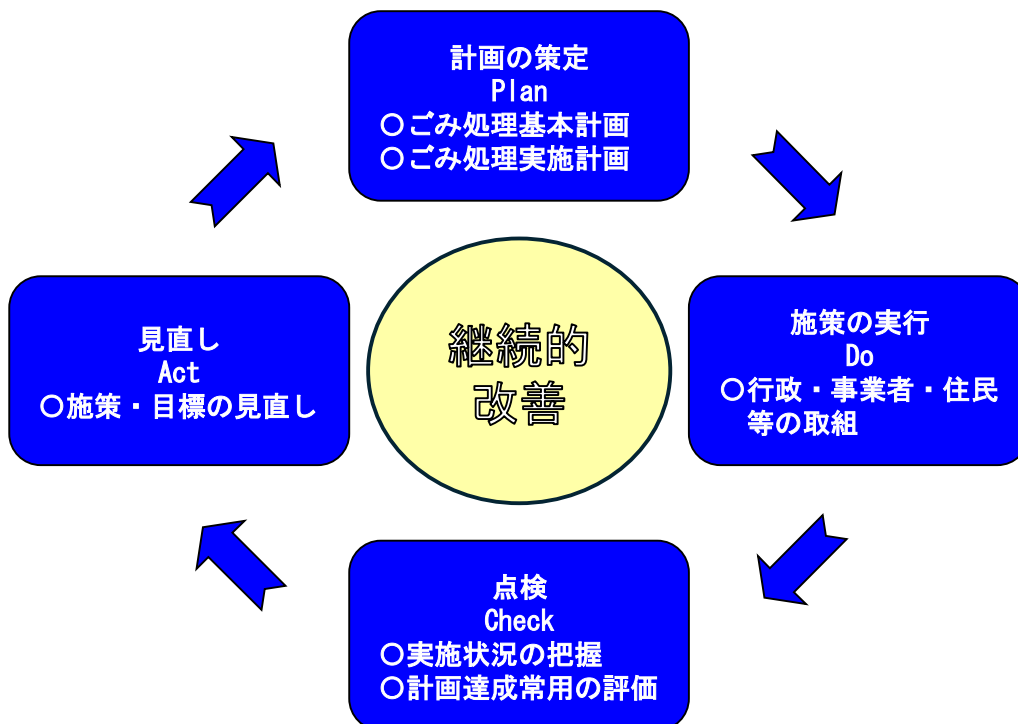
計画の進行に当たっては、行政だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

個々の計画が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度ごとに着実な進行管理を行います。

### 2. 進行管理の手法

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(点検)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、各施策を検証し、効率的・経済的な施策の実施を行っていきます。



---

### 3. 評価の方法

---

#### (1) ごみ処理実施計画における各年評価

---

毎年策定するごみ処理実施計画において、当該年度の実績を整理するとともに本計画に掲げた施策、排出量予測等と比較検討し、本計画の進捗状況の把握を行います。

---

### 4. 計画の見直し

---

目標や施策の進捗状況を総括するとともに、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や新たなごみ処理問題などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。